

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名

被告 国


第5準備書面

令和5年4月28日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人


浅海 俊介 

山田 祥太郎 

前田 和樹 


佐藤 良訓 

向山 暁 

山口 萌乃香 

稲垣 寛之 

長尾 武明 

長尾 正樹 

中谷 文音 

河本 岳大 

小 林 寛 


久保田 貴 雄 

安 藤 宏 弥 

工 藤 陽 子 

長 谷 文 哉 

中 村 翔 

永 美 辰 也 

佐々木 俊 彦 

被告は、本準備書面において、原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」(以下「原告ら第4準備書面」という。)、同日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」(以下「原告ら第5準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、従前の被告の主張を補充する。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例によることとし、略語等を整理した略語一覧表を本準備書面末尾に添付する。

第1 慰謝料の算定に当たってウィシュマ氏の母国の経済的事情を考慮することが誤りである等の原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、慰謝料の算定に当たって、ウィシュマ氏の母国であるスリランカの物価水準・所得水準等の経済的事情を考慮することは不必要かつ不当であって、これを考慮してはならないと主張している(原告ら第4準備書面第2の2ないし5・6ないし12ページ)。

2 被告の反論

(1) 慰謝料の算定に当たっては、その慰謝料が費消されるであろう国の賃金水準、物価水準、所得水準等が考慮されるべきであること

被告第1準備書面第5の3(59ページ)で述べたとおり、慰謝料の算定に当たっては、その慰謝料が費消されるであろう国の物価水準、所得水準等の経済的事情の相違が考慮されるべきであり、賃金水準も、当該経済的事情を表す指標の一つである。これは、慰謝料も、加害者に、金銭的に評価された、被害者に生じた現実の損害を賠償させ、被害者が被った不利益を補てんし、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする損害賠償の一つであり、すなわち、被害者が被った精神的苦痛を金銭を受領することによる満足等によって和らげるという形により被害者に生じた精神的損害を賠償することに、その本来的な目的・機能があると解し、また、母国の賃金

水準、物価水準、生活水準等が我が国におけるそれと著しく異なる場合には、同じ金額を受領しても被害者が満足等を得て、慰謝される程度も異なってくるであろうことから導かれるものである（川神裕・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（上）70及び71ページも同旨。）。

そして、東京地方裁判所平成26年3月19日判決（判例タイムズ1420号246ページ）は、本邦に不法残留していた外国人が退去強制令書の執行として母国であるガーナ共和国に強制送還するため民間航空機に搭乗させられる際、入国警備官の違法な制圧行為により窒息死したとして、その親族2名が国に対して国家賠償請求訴訟を提起した事案について、退去強制令書が執行された際の入国警備官による制圧行為と当該外国人の死亡との因果関係を認めた上で、同人は死亡していなければ同国において就労していた蓋然性が高いことを前提に逸失利益を算定し、死亡慰謝料額についても、本邦に不法残留し、退去強制令書の執行として送還に至った経緯等のほか、ガーナ共和国と本邦における経済的事情の相違も考慮して、当該事案の原告らが当該外国人の死亡慰謝料として請求した額（5000万円）から大幅に減額をして500万円と認定し、また、遺族固有の慰謝料として、過失相殺前で各50万円と認定している（なお、同判決の控訴審である東京高等裁判所平成28年1月18日判決（平成26年（ネ）第2195号〈公刊物未登載〉）は、国の国賠法上の責任は認められないとして、第一審被告国の敗訴部分を取り消し、第一審原告らの請求を棄却した。同判決は、平成28年11月9日、上告棄却及び上告不受理決定により確定した。）。

なお、前記東京地方裁判所平成26年3月19日判決の事案における死亡慰謝料発生時は平成22年であるところ、財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準（上巻（基準編）・2010（平成22年）版）」121ページによれば、同年における一般的な死亡慰謝料額（ただし、近親者の分を含むものである。）の目安は、一

家の支柱であれば2800万円、一家の支柱並びに母親及び配偶者ではない者（独身の男女、子供、幼児等）については、2000万円から2200万円までとされている。

(2) 本件ではスリランカの賃金水準等が考慮されるべきであること

このように、慰謝料の算定に当たっては、その慰謝料が費消されるであろう国の賃金水準、物価水準、所得水準等が考慮されるべきであって、本件ではスリランカの賃金水準等が考慮されるべきであるところ、例えば、スリランカの賃金水準についてみると、日本貿易振興機構（ジェトロ）が令和3年（2021年）8月及び9月に中国・タイ・ベトナム・インド、スリランカなどアジア・オセアニアの20か国・地域に進出する日系企業に対して実施した調査によれば、同年のスリランカの日系製造業の作業員（正規雇用の実務経験3年程度の一般工と定義）における月額基本給の中央値及び平均値は、米ドル建てに換算するといずれも123ドルであり（乙第47号証1ページ）、スリランカの日系非製造業のスタッフ（正規雇用の実務経験3年程度の一般職と定義）の月額基本給の中央値は402ドル、平均値は418ドルであった（同号証3及び4ページ）。

これに対し、令和3年の日本における所得内給与額、すなわち、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額の推計値は「20～24歳 21万310.0円」、「25～29歳 24万6200円」、「30～34歳 27万5800円」であり（乙第48号証）、単純な比較はできないものの、仮に、より高額であるスリランカの日系非製造業のスタッフ（正規雇用の実務経験3年程度の一般職と定義）の月額基本給の平均値である418ドル、すなわち、4万6277円（ウ

ィシュマ氏が死亡した令和3年3月の月中最高値である1ドル110.71円として計算し、1円未満を四捨五入した後のもの。乙第49号証。)と比較したとしても、その差は著しく異なる。

(3) 小括

以上からすれば、本件における慰謝料額の算定に当たっては、日本とスリランカの賃金水準等の経済的事情の相違は十分に考慮されるべきであって、原告らの前記1の主張には理由がない。

第2 収容継続の違法行為に関する原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

(1) DV被害の影響により在留期間を経過してしまったとの原告らの主張について

原告らは、ウィシュマ氏が平成31年1月22日以後、不法残留となった理由について、それまでに元交際相手からのDV被害の影響があって在留期限を経過してしまったとし、その具体的な根拠として、平成29年12月から同棲を始めたという元交際相手から、「家から出ることも携帯電話で友人とつながることも制限されており、精神的にも肉体的にも支配されていた」ことを前提とした上で、「ウィシュマさんは携帯電話を用いて連絡を取ることも制限されていたのであるから、日本語学校と連絡が取れなくなり同校から脱落したことについて元交際相手の影響がなかったとは言い難い」として、ウィシュマ氏が不法残留となったことについて、元交際相手からのDV被害の影響があったと主張する（原告ら第5準備書面第3の2(2)・16及び17ページ）。

また、原告らは、ウィシュマ氏の難民認定申請が「専ら元交際相手の事情であることに鑑みれば、同申請は元交際相手が主導的に行ったものと考えられる」、「所持金が1350円に至るまで、自宅から徒歩でわずか20分の

ところにある交番にさえ、助けを求めることができなかつたと考えることが自然である。」と主張し、これらの事情を、ウィシュマ氏が元交際相手に「精神的にも肉体的にも支配されていた」ことの結果を示すものとして主張する（原告ら第5準備書面第3の2(2)・16及び17ページ）。

(2) 逃亡のおそれになかつたとの原告らの主張について

原告らは、ウィシュマ氏が令和2年8月19日に「自ら助けを求めて交番に出頭した」ことをもって、「逃亡するおそれがあること自体無理がある」と主張し、被告が「ウィシュマ氏には逃亡のおそれが払拭できず」と主張したこと（被告第2準備書面第3の2(1)イ(イ)・20ページ）に対し、「逃亡のおそれを自ら説得的に立証できないことを認めるに等しい主張である」と批判する。（以上、原告ら第5準備書面第3の2(3)・20ページ）。

(3) 送還の見込みになかつたことに関する原告らの主張について

原告らは、被告が、スリランカ向けの送還自体は実施しており、名古屋入管においては、ウィシュマ氏に退去強制令書が発付された令和2年8月21日以降、同年12月末までの間に2名のスリランカ人の送還を実施していた旨主張したことに対し（被告第2準備書面第3の2(4)イ・24及び25ページ）、調査報告書（甲第4号証の1）において、ウィシュマ氏の国費送還ないし帰国費用に関し、「名古屋局（引用者注：名古屋入管）は、在京スリランカ大使館担当者に、ガバメントローン（括弧内省略）の利用や無料の隔離施設利用の要請等を行ったが、同担当者から、ガバメントローンは存在せず、無料の隔離施設はスリランカ国内の感染者等に既に利用されており、帰国者に利用させることは困難であるとの回答がなされた。」（同号証の1・24及び25ページ）と記載されている点について、「要するに、国の会計手続上は後払いが一般的であったが、隔離施設の利用代金は前払いであったため、会計手続上、スリランカへの国費送還が困難であったとの趣旨であると解される」から、「ウィシュマさんについては、会計手続上、スリランカ

への国費送還が困難であったため送還できなかった」として、被告の主張と調査報告書の内容に齟齬が生じている旨主張する（原告ら第5準備書面第3の2(4)ア・21ページ）。

その上で、原告らは、「令和2年3月ないし4月以降において、スリランカへの国費送還は、全くないしほとんど行われていなかった」し、名古屋入管が送還したスリランカ人2名についても、「その送還方法は自費送還である（乙第32号証）から、同期間におけるスリランカ人の国費送還者数は0名である」から、国費送還はできなかったとし、さらに、ウィシュマ氏が無資力であったから自費送還もできないとした上で、「名古屋入管は、国費送還ができなかったにもかかわらずウィシュマさんの収容を開始し、その後は無資力のウィシュマさんに対して自費送還のための支弁を強い続け、国費送還も自費送還もできない状態で漫然と収容を続けていたのであるから、当該収容は必要性を欠き、違法である」と主張する（原告ら第5準備書面第3の2(4)イないしエ・22ないし25ページ）。

2 被告の反論

(1) ウィシュマ氏が不法残留となった経緯に元交際相手からのDV被害の影響があったとは認められないこと

ア 被告第1準備書面第4の3(2)イ(エ)（42ページ）、被告第2準備書面第3の2(2)イ(ア)（21及び22ページ）で述べたとおり、ウィシュマ氏は、名古屋入管に収容された令和2年8月20日に実施された違反調査における入国警備官の取調べにおいて、「留学（在留期限は平成30年9月29日）」、「特定活動（在留期限は同年12月15日）」の在留資格を失い、在留期間更新許可申請も不許可（不許可処分は平成31年1月22日）になり（平成30年9月21日に行った難民認定申請も、平成31年1月22日に取り下げている。）、同日以後、不法残留となった経緯について、「在留期限まで働いてお金を貯めようと思い帰国せず、在留期限が近づくと、

もう少し働きたいと弁護士に相談をし、難民申請の話をされたので、難民申請をしたが、難民として認められず、在留期間の更新が不許可となったが、まだ日本で働きたいと思い不法残留した」旨供述していたのであって（甲第4号証の1・21ないし23ページ、乙第1号証）、ウィシュマ氏が元交際相手からのDV被害の影響により不法残留となったということをうかがわせる事情は認められない（甲第4号証の1・91ページ）。

イ また、原告らが主張する「家から出ることも携帯電話で友人とつながることも制限されており、精神的にも肉体的にも支配されていた（甲69）」、「携帯電話を用いて連絡を取ることも制限されていた」（原告ら第5準備書面第3の2(2)イ・16ページ）と主張する点について、原告らが引用する証拠の内容（甲第69号証）からは、ウィシュマ氏が元交際相手から支配されていたという具体的な時期や状況がそもそも明らかになっておらず、不法残留との関係を明らかにするものとはいえない。

この点をおくとして、仮に、元交際相手がウィシュマ氏に対し、「携帯電話を用いて連絡を取ることに」について何らかの発言をしていたとしても、ウィシュマ氏の「彼（引用者注：元交際相手）は私が不法残留となっていたので友達を作るなど言った。」との供述（甲第35号証2枚目、甲第79号証2枚目）を前提とすれば、その発言は、ウィシュマ氏が元交際相手以外の他者と交友することで、ウィシュマ氏の身上や在留資格に関する情報が伝わり、その結果、ウィシュマ氏及び元交際相手が不法残留状態となっていることがその他者、ひいては捜査機関に発覚するおそれがあることから、それを避けるために助言をしていた趣旨のものとも解される。

したがって、ウィシュマ氏が元交際相手から「携帯電話を用いて連絡を取ることも制限されていた」ことをもって、直ちに「精神的にも肉体的にも支配されていた」（原告ら第5準備書面第3の2(2)イ・16ページ）と評価することはできない。

そもそも、ウィシュマ氏の元雇用先によれば、ウィシュマ氏は、遅くとも平成30年11月から令和2年4月までの間（ウィシュマ氏の供述によれば、平成30年9月から令和2年5月までの間）は、ウィシュマ氏が静岡県内の弁当工場において就労していたと認められる（甲第4号証の1・22ページ、甲第32号証）。仮に、ウィシュマ氏が元交際相手から「家から出ること」を制限されていたのであれば、外出が必要な前記の弁当工場で稼働すること自体が困難であったと考えられるのであって、原告らの「家から出ること（中略）制限されており、精神的にも肉体的にも支配されていた」との主張は、ウィシュマ氏の就労状況とも矛盾するものである。

ウ さらに、原告らの前記1(1)の主張のうち、「同校（引用者中：日本語学校）から脱落したことについて元交際相手の影響がなかったとは言い難い」との主張に関してふえんして反論するに、ウィシュマ氏は、令和2年8月20日に行われた入国警備官による取調べにおいて、「学費が払えず、お金を貯めようと2018年（平成30年）4月から学校へ通わず働き始めた。同年7月頃、学校に戻ろうと思ったが、学校からもう戻れないと言われた。」（甲第4号証の1・23ページ）と述べているのであって、その供述からは、日本語学校を除籍され、その後、「留学」の在留資格を失うに至った経緯として、元交際相手からのDV被害の影響があった形跡は認められない上、翌21日に行われた入国警備官との面接時においても、「本国の家族は私が日本の学校に通っていた頃、授業料が高かったのでアルバイト代ではまかなえず仕送りを依頼したところ、電話番号を変えられてしまい、連絡がつかなくなった」（甲第35号証2枚目、甲第79号証2枚目）として、日本語学校を除籍されるに至った原因は金銭的な問題であった旨述べている。

また、ウィシュマ氏の支援者がウィシュマ氏と面会等をした結果をまと

めて作成した記録においても、ウィシュマ氏が日本語学校を除籍され、不法残留（オーバーステイ）になった経緯について、「家族からの仕送りが途絶え、学費を稼ごうとしたが間に合わず、留学生の資格を失った。⇒オーバーステイになる」と記載されており（甲第9号証1枚目の「2020年12月9日（水）（面会）」の欄参照）、それ以上に、元交際相手の影響に関する事項は記載されていないところ、このような記載は、ウィシュマ氏の入国警備官に対する前記供述、すなわち、「留学」の在留資格を失った原因が金銭的な問題にあった旨の供述とも整合しており、ウィシュマ氏の同供述は信用できるといえる。

エ なお、原告らは、前記1(1)のとおり、ウィシュマ氏が平成30年9月21日に難民認定申請を行った理由について、「専ら元交際相手の事情であることに鑑みれば、同申請は元交際相手が主導的に行ったものと考えられる。」、あるいは、「所持金が1350円に至るまで、自宅から徒歩でわずか20分のところにある交番にさえ、助けを求めることができなかったと考えることが自然である」と主張し、これらの事情を、元交際相手によって「精神的にも肉体的にも支配されていた」ことの影響ないし結果を示すものとして主張しているようにも解される（原告ら第5準備書面第3の2(2)・16ないし18ページ）。

しかしながら、被告第2準備書面第3の2(2)イ（21及び22ページ）や前記アで述べたとおり、ウィシュマ氏の難民申請は、ウィシュマ氏自身が供述するとおり、就労目的、すなわち、「在留期限が近くなってきた頃、もう少し日本で働きたいと弁護士に相談したところ難民申請の話をされて東京入管で申請を」したものであり（甲第32号証）、ウィシュマ氏が、本邦に引き続き残留して就労するために法律の専門家である弁護士に相談までしていたことからすれば、ウィシュマ氏が自発的・積極的に難民申請をしていたことが推認できる。

しかも、ウィシュマ氏の元交際相手も、「A氏（引用者注：ウィシュマ氏）と話し合い、日本に残るために難民認定申請をすることになり、お互いの申請理由をそろえることにした。」と述べているところ（甲第4号証の1・22ページ・脚注46）、元交際相手がいうウィシュマ氏と話し合った「日本に残るため」という理由は、両名がその後、偽造在留カードを入手してまで本邦に滞在していた状況（同ページ・脚注47）を併せ考えると、違法行為を犯してまで本邦に在留することの他のメリットが認められない限り、本邦に残留して就労することが目的であったと考えるのが合理的である。

このようなウィシュマ氏本人及び元交際相手の各供述からすれば、本邦で就労することを目的としていたウィシュマ氏が、本邦に残留することが可能となるための方策に関する「弁護士」の助言に従い、元交際相手と話し合った上で難民認定申請を行ったといえるから、ウィシュマ氏と元交際相手の難民申請理由が、「元交際相手の事情」、すなわち、元交際相手がスリランカの地下組織の関係者とトラブルになったという理由と同様であるからといって、ウィシュマ氏に係る難民認定申請について「元交際相手が主導的に行った」とはいえない。また、ウィシュマ氏と元交際相手の難民申請理由が同様であることが、ウィシュマ氏が元交際相手によって「精神的にも肉体的にも支配されていた」ことを示す事情ともいえない。

オ さらに、原告らが「所持金が1350円に至るまで、自宅から徒歩でわずか20分のところにある交番にさえ、助けを求めることができなかったと考えることが自然である」（原告ら第5準備書面第3の2(2)イ・17ページ）と主張する点についても、ウィシュマ氏が沼津警察署管内の交番に出頭したときの所持金の少なさ等が直ちに元交際相手による経済的搾取に結びつくものと考えられるものでないことは、被告第2準備書面第3の2(2)イ(1)（22及び23ページ）で述べたとおりであるところ、これに加

えて、所持金が僅かになるまで警察に出頭しなかったことは、「日本で働きたいと思い不法残留した」（甲第4号証の1・23ページ）と供述するウィシュマ氏が、在留資格を失っている中で、本邦からの退去強制を恐れて警察に出頭せず、就労ができずに経済的苦境が打開できないことが確実にになった段階で出頭したこととむしろ整合的である。よって、かかる事情をもって、直ちにウィシュマ氏が元交際相手から行動を制限されていたと評価することはできない。

カ 以上からすれば、ウィシュマ氏が不法残留となったことについて、元交際相手からのDV被害の影響があったとする原告らの主張には理由がない。

(2) 仮放免の許否の判断との関係で、ウィシュマ氏に逃亡のおそれがないとはいえないこと

ア 被告第1準備書面第4の3(2)イ(エ)（42ページ）で述べたとおり、ウィシュマ氏が不法残留となった経緯からすれば、仮放免の許否の判断との関係で、ウィシュマ氏には、逃亡のおそれが認められる。

また、令和2年8月19日に沼津警察署管内の交番に出頭し、同月20日に名古屋入管に收容された後のウィシュマ氏の言動を見ても、ウィシュマ氏は、当初、「スリランカのコロomboに帰りたいです。」（甲第32号証）、「1日も早くスリランカに帰国したいです。」（甲第35号証）と述べて早期の帰国を希望していたにもかかわらず、收容から4か月ほどが経過した同年12月中旬以降、支援者と度々面会するようになった後、引き続き本邦に留まることを希望するようになったこと（甲第4号証の1・24ないし26ページ、56ないし59ページ、甲第9号証1、2枚目、甲第30号証、甲第80号証）に加え、前記(1)アのとおり、ウィシュマ氏が、従前、本邦での不法就労のために不法残留していたと供述していたこと（甲第4号証の1・23ページ）からすれば、仮にウィシュマ氏が仮放免許可された場合に、ほとんど資力がなかったウィシュマ氏が逃亡して不法就労に及

ぶおそれを否定することはできない。そうである以上、かかる事情を仮放免の許否判断に当たって考慮することは何ら不合理ではない。

そして、本来、本邦における在留活動が許されない者について、特別な事情が存する場合に例外的に認められる仮放免の許否判断において、逃亡のおそれを払拭できないとすれば、かかる事情を消極的に考慮することは当然であって、被告の主張を「逃亡のおそれを自ら説得的に立証できないことを認めるに等しい主張である」とする原告らの評価は的を射ていない。

イ 以上からすれば、ウィシュマ氏に逃亡のおそれがないとする原告らの主張には理由がない。

(3) ウィシュマ氏の送還の見込みがなかったとはいえないこと

ア 前記1(3)のとおり、原告らは、調査報告書(甲第4号証の1・24及び25ページ)の記載内容を引用しながらウィシュマ氏の送還の見込みに関する主張をしているが、調査報告書では、「名古屋局(引用者注:名古屋入管)では、国費による送還も検討したが、前記費用のうち、航空機への搭乗手続時の前払いが条件とされている隔離施設の利用代金等については、(中略)事前に現金で支出するには会計手続上の調整等を要する状況であった」(同号証の1・24ページ)と記載されているにすぎず、それ以上に、「会計手続上、スリランカへの国費送還が困難であった」などといった記載はなく、また、そのように解する理由もない。

仮に、原告らが主張するように、「会計手続上の調整等を要する状況であった」場合に国費送還を実施することが不可能となるのであれば、名古屋入管において、ウィシュマ氏に関する国費送還を検討することなど、そもそもしないはずである。しかし、実際には、名古屋入管主任審査官が、ウィシュマ氏の仮放免関係決裁書に「金策尽きたら国費も検討してください」と意見を付しているとおり(乙第34号証)、会計手続上の調整等を要する状況であったとしても、国費送還を検討することができる状態、つまり国費送還が

可能な状態であった。調査報告書の「会計手続上の調整等を要する状況であった」との記載は、国費送還が不可能であることを意味するのではなく、むしろ、「会計手続上の調整等」をすれば、国費送還が可能となることを示すものである。

現に、出入国在留管理庁は、令和3年においても、103名をスリランカ向けに送還（うち自費出国による送還は85名）しているのであって（乙第50号証）、国費送還が不可能な状態ではなかった。

以上のとおり、調査報告書の記載はウィシュマ氏の国費送還が不可能であることを意味するものではないから、かかる調査報告書の記載と被告の主張との間には原告らが指摘するような齟齬はなく、原告らの主張は調査報告書の内容を正解しないものであって理由がない。

イ この点をおくとしても、被告第1準備書面第4の3(2)ア(イ) b. (36ないし38ページ) 及び被告第2準備書面第3の1(2)ア(14及び15ページ) で繰り返し述べているとおり、退去強制手続における収容の目的には、送還のための身柄の確保という点があることはもとより、在留活動の禁止が含まれており、また、入管法52条5項の規定（入国警備官は、（中略）退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収用場（中略）に収容することができる。）からして、被収容者を直ちに送還することができないとしても、そのことが収容を継続しない理由とはならないのであって、必要性を欠く収容が違法であるとする原告らの主張は前提において理由がない。

ウ そして、出入国在留管理庁は、送還手続の運用方針として、「国費送還が国民の皆様の貴重な税金によりまかなわれていることはもとより、不法就労を始め不法入国や不法残留等の入管法違反の防止を図る観点から、自費出国が可能な被退去強制者については、極力その努力を促す方針を執っている（乙第51号証2枚目）ところ、名古屋入管は、前記イの収容の目的を前提

としてウィシュマ氏の收容を継続した上、前記運用方針に従ってウィシュマ氏の送還手続を進めるべく自費出国を促すなどの対応をしていたものである。

更にいえば、名古屋入管は、ウィシュマ氏の帰国費用を工面するため、名古屋入管から在京スリランカ大使館に対し、ウィシュマ氏の家族の所在調査と連絡先の確認を依頼し（甲第4号証の1・25ページ）、令和2年12月21日の時点において、「スリランカ大使館が本国の機関に連絡し」たところ、ウィシュマ氏の「家族の所在探しをしてくれることになった」（甲第69号証）のであるから、ウィシュマ氏の家族（原告ら）がウィシュマ氏の帰国費用を援助することによりウィシュマ氏が自費出国する可能性も認められたのであって、原告らが主張するように、自費出国の見込みがないことが明らかであったともいえない。

そして、日本に留学するためには家族の経済力が必要となると思われるところ、現に、原告らのうち、ウィシュマ氏の母は、平成29年（2017年）の時点で、スリランカ国内において社員を3名雇用して美容室を経営し、貯金に加え、年収がスリランカで約200万円程度はあったというし（スリランカにおける賃金水準等の経済的事情については、乙第47号証参照。）、ウィシュマ氏の在留に関する経費を支弁することも誓約していた（乙第52号証2枚目の「(3)経費支弁者④年収」の欄、乙第53号証、乙第54号証）。

そうすると、原告らは、ウィシュマ氏の帰国費用を調達したり、援助したりすることができたと推認でき、スリランカ大使館が原告らと連絡を取ることができれば、原告らがウィシュマ氏の帰国費用を調達・援助し、その結果、ウィシュマ氏が自費出国することも十分考えられた。

エ 以上からすれば、名古屋入管の職員において、ウィシュマ氏について、漫然と收容を続けたということとはできないから、原告らの前記1(3)の主張には理由がない。

第3 仮放免決裁書に係る認否について

1 原告らの主張

原告らは、仮放免関係決裁書（乙第34号証）において、「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」との意見が付されていたこと（甲第4号証の1・58ページ）について、「帰国への圧力に利用したものではないと主張するのか、帰国への圧力に利用したものであるが圧力として利用することは許されると主張するのか、明確に認否をされたい」と主張する（原告ら第5準備書面第4の2(1)・26ページ）。

2 被告の反論

被告の認否は、被告第1準備書面第1の4(2)ウ（14及び15ページ）で述べたとおりであり、原告らの「名古屋入管は、ウィシュマさんを帰国させる圧力として収容を継続した。」との主張については争う。

被告第1準備書面第4の3(2)ウ(オ)（44及び45ページ）及び被告第2準備書面第3の3(2)ア（26及び27ページ）で繰り返し述べているとおり、入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を本邦外の送還先に速やかに送還しなければならず（入管法52条3項）、速やかな送還に向けて退去強制に応じるよう指導することは同条項に基づくものであり、1回目仮放免許可申請に対する決裁の過程において、他の理由に加え、「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」との理由が追記された（甲第4号証の1・58ページ、乙第34号証）のは、これを前提とするものであって、仮放免の許可、あるいは、不許可の判断をするに当たって、主任審査官がこのような点も考慮することは、何ら違法なものではない。

第4 結語

以上のとおり、原告らの請求にはいずれも理由がないから、速やかに棄却さ

れるべきである。

以 上

略語一覧

| 略 語 | 全 文 | 定義箇所 |
|------------|---|------------|
| 名古屋入管 | 名古屋出入国在留管理局 | 第1準備書面 4P |
| 国賠法 | 国家賠償法 | 第1準備書面 4P |
| スリランカ | スリランカ民主社会主義共和国 | 第1準備書面 4P |
| ウイシュマ氏 | ヲトナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ | 第1準備書面 4P |
| 掖済会病院 | 名古屋市内所在の名古屋掖済会病院 | 第1準備書面 4P |
| 調査報告書 | 令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書 | 第1準備書面 5P |
| 入管法 | 出入国管理及び難民認定法 | 第1準備書面 5P |
| 元交際相手 | スリランカ国籍の男性 | 第1準備書面 6P |
| 中京病院 | 名古屋市内所在の中京病院 | 第1準備書面 10P |
| 庁内内科等医 | 名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医） | 第1準備書面 10P |
| OS-1 | 経口補水液であるOS-1 | 第1準備書面 10P |
| 仮放免関係決裁書 | ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書 | 第1準備書面 11P |
| 処遇規則 | 被収容者処遇規則 | 第1準備書面 16P |
| 庁内整形外科医 | 名古屋入管の非常勤医（整形外科医） | 第1準備書面 18P |
| 東京入管 | 東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局） | 第1準備書面 21P |
| 沼津警察署 | 静岡県沼津警察署 | 第1準備書面 23P |
| 1回目仮放免許可申請 | ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した | 第1準備書面 23P |
| 2回目仮放免許可申請 | ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した | 第1準備書面 24P |
| 庁内医師 | 医師2名 | 第1準備書面 28P |
| 庁内診療 | 名古屋入管内の診療 | 第1準備書面 29P |
| 庁外診療 | 外部医療機関での診療 | 第1準備書面 29P |
| 収容継続の違法行為 | 違法な収容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為 | 第1準備書面 31P |
| 医療不提供の違法行為 | 健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為 | 第1準備書面 31P |
| 容疑者 | 入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人 | 第1準備書面 33P |
| 入国者収容所長等 | 入国者収容所長又は主任審査官 | 第1準備書面 40P |

| 略 語 | 全 文 | 定義箇所 |
|--------------|---|---------------------------------------|
| DV措置要領 | D V 事案に係る措置要領 | 第1準備書面 41P |
| 東京高裁平成17年判決 | 東京高等裁判所平成17年6月23日判決 | 第1準備書面 61P |
| 本件ビデオ映像 | ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚 | 第1準備書面 64P |
| 民訴法 | 民事訴訟法 | 令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書13P |
| 求釈明申立書 | 原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書 | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 被告第1準備書面 | 被告の令和4年7月13日付け第1準備書面 | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 本件尿検査 | ウイシュマ氏に係る尿検査 | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P |
| 本件申立書2 | 申立人らの2022年(令和4年)6月1日付け文書提出命令申立書 | 令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 本件申立て2 | 本件申立書2による文書提出命令の申立て | 令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 各文書等 | 名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの) | 令和4年11月18日付け上申書 3P |
| 司法解剖の鑑定書 | 令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本) | 令和4年11月18日付け上申書 3P |
| 病理鑑定書 | 令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本) | 令和4年11月18日付け上申書 3P |
| 原告ら第1準備書面 | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」 | 第2準備書面 5P |
| 原告ら第2準備書面 | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」 | 第2準備書面 5P |
| 原告ら第3準備書面 | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」 | 第2準備書面 5P |
| 自由権規約 | 市民的及び政治的権利に関する国際規約 | 第2準備書面 13P |
| 自由権規約委員会 | 自由権規約第28条に基づき設置される委員会 | 第2準備書面 14P |
| 移住グローバルコンパクト | 「安全である秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」 | 第2準備書面 17P |
| 乙第36号証の映像 | 乙第36号証に記録された映像 | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P |
| 本件単独室 | ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室 | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P |
| 文提意見書1 | 被告の令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書1 | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P |
| 別件訴訟 | 別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号) | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P |
| 2回目尿検査 | 令和3年2月15日に行われたウイシュマ氏の2回目の尿検査 | 第4準備書面 6P |
| 1回目尿検査 | 令和3年1月26日に行われたウイシュマ氏の1回目の尿検査 | 第4準備書面 7P |

| 略 語 | 全 文 | 定義箇所 |
|-----------|--|------------|
| 経腸栄養剤 | 経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液 | 第4準備書面 14P |
| 今川意見書 | 今川篤子医師が作成した意見書 (甲第46号証) | 第4準備書面 16P |
| 原告ら第4準備書面 | 原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」 | 第5準備書面 3P |
| 原告ら第5準備書面 | 原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」 | 第5準備書面 3P |